

伊勢原市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別表第1に掲げる条例等の規定による事故が発生した場合の介護保険事業者から伊勢原市への報告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事故報告の対象となる事業者)

第2条 事故報告の対象となる事業者（以下「事業者」という。）は、介護保険が適用されるサービスを行う者で、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護保険事業者
- (2) 基準該当サービス事業者

(報告の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、別表第2の規定によるものとする。

(報告先)

第4条 事業者は、前条に規定する事故が起きた場合は、伊勢原市に報告するものとする。この場合において、被保険者が伊勢原市以外の市町村に属している場合は、当該市町村に合わせて報告する。

(報告書の様式)

第5条 報告書の様式は、介護保険事業者事故報告書（第1号様式。以下「事故報告書」という。）のとおりとする。この場合において、事業者が別に定めている様式が、事故報告書の項目を備えている場合には、当該様式によることができるものとする。

(利用者等への説明)

第6条 事業者は、事故発生後利用者（家族を含む。以下同じ。）に事故の内容を説明しなければならない。

2 事業者は、保険者及び利用者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付するものとする。

(報告の手順)

第7条 報告の手順は、次のとおりとする。

1 第一報

- (1) 事業者は、事故が発生した場合、速やかに電話又はFAXで報告するものとする。この場合において、事故報告書に記載する内容は、その時点で判明していることとする。
- (2) 電話により報告する場合は、連絡者の名前を名乗るとともに、市町村の受付者の名前を確認することとする。
- (3) FAXにより報告する場合は、情報が市町村へ到着したかどうかの確認を取るものとする。
- (4) FAXにより報告をする書面については、個人情報に関する部分は黒く塗りつぶすなどしてから送信するものとし、FAXが到着したか否かを電話で確認する際に、口頭で補うものとする。

2 経過報告及び最終報告

- (1) 事業者は、事故処理の経過について、電話又はFAXで適宜報告を行うものとする。
- (2) 事業者は、事故処理の区切りがついたところで、事故報告書により報告するものとする。

(報告に対する市の対応)

第8条 市は、必要に応じて、事業者への調査及び指導を行うとともに利用者に対して事実確認等を行うものとする。

- 2 介護保険指定事業者（指定地域密着型サービス、指定介護予防支援、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援、基準該当サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を除く。）から報告のあった事故については、神奈川県が定める「介護保険適用サービスにおける事故報告に係る情報提供取扱要領」に基づき、指定権者である県の対応が必要と判断されるものについて、県に情報提供する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

条例等	条項
介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）	第40条
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）	第37条
伊勢原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成30年伊勢原市条例第10号）	第29条
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第17号）	第40条
介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第18号）	第39条
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第19号）	第39条
伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年伊勢原市条例第9号）	第40条、第59条、第80条、第128条、第149条、第202条
伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年伊勢原市条例第10号）	第37条、第86条
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37条）	第35条
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）	第40条
介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）	第140条の62の3第2項

別表第2（第3条関係）

事故の種類
1 サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生
2 食中毒、感染症及び結核の発生
3 職員（従業者）の法令違反、不祥事等の発生

備考1（1の場合）

- (1) 「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。また、在宅の通所・入所サービスおよび施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間（サービス終了後に送迎を待っている間を含む）は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。ただし、利用者が乗車していない場合は除く。
- (2) ケガの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とする。
- (3) 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失による事故であっても、(2)に該当する場合は報告すること）。
- (4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告すること。
- (5) 利用者が、事故によるケガが原因で後日死亡に至った場合は、事業者は速やかに、伊勢原市に連絡し、報告書を再提出すること。

備考2（2の場合）

- (1) 食中毒、感染症及び結核について、サービス提供に関連して発生したと認められる場合は、報告すること。

備考3（3の場合）

- (1) 利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、個人情報情報の紛失など）については報告すること。